訓　令

○内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項第1号中「次号一」を「次号」に、「次号二」を「次号」に改め、同項第2号中「次に掲げる」を「経済に関する重要な政策に関する事項（内閣府設置法第四条第一項第四号から第十一号までに掲げるものを除く。）のうち地方創生に関する」に改め、同号一を削り、同項第5号から第9号までを削り、同項第10号を同項第5号とし、同項第11号を削り、同項第12号を同項第6号とする。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

改正後	
担当	職務
［略］	
科学技術・イノベーション担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一～四　略］ ［削る。］ ［2～6　略］ 7‖　匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第三項に規定するものをいう。）に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。 ［略］

別表

改正前	
担当	職務
［同上］	
科学技術・イノベーション担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一～四　同上］ 五‖　「科学技術イノベーション総合戦略」（平成二十五年六月七日）に関する事項 ［2～6　同上］ ［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、平成三十年五月十一日から施行する。